3 (a) 小委員会は、日本国政府及び全ＡＳＥＡＮ構成国政府の代表者から成る。
(b) 小委員会は、日本国政府の職員及び一のＡＳＥＡＮ構成国である締約国の政府の職員をその共同議長とする。
4 小委員会は、全締約国によるコンセンサス方式に基づき、全締約国政府以外の関係団体の代表者であって討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを小委員会の討議に参加するよう招請することができる。
5 小委員会は、全締約国が合意する場所及び時期において会合する。

第五十・二十五条　見直し

1 全締約国は、全締約国間のサービスの貿易の一層の自由化（特定の約束に係る表の形式を再交渉する可能性を含む。）のため、第七十五条の規定に基づく一般的な見直しの機会又は全締約国が別段の合意をする他の機会に、この章の規定（この章の附属書Ａ及び附属書Ｂの規定を含む。）及び附属書六から附属書八までの規定の見直しを行う。
2 締約国が自国のサービスの分野、小分野又は活動について、第一議定書が効力を生じた後に第五十・二十二条の規定に従って自主的に一層の自由化を行った場合には、当該締約国は、その自主的な自由化をこの協定に組み込むための他の締約国による要請について検討することができる。

第五十・二十六条　利益の否認

締約国は、次のサービスの提供及びサービス提供者については、この章の規定による利益を否認することができる。
(a) サービスが非締約国の領域から又はその領域において提供されていることを当該締約国が証明する場合における当該サービスの提供
(b) 海上運送サービスの提供について、(ii)に規定する者が(i)に規定する船舶によってサービスを提供していることを当該締約国が証明する場合における当該サービスの提供
(i) 非締約国の法律に従って登録されている船舶
(ii) 船舶を運航し、又はその全体若しくは一部を利用する非締約国の者
(c) 法人であるサービス提供者が他の締約国のサービス提供者でないことを当該締約国が証明する場合における当該サービス提供者

第六章の附属書Ａ　金融サービス

第Ａ・一条　適用範囲及び定義

1 この附属書の規定は、金融サービスの提供に影響を及ぼす措置について適用する。この附属書において「金融サービスの提供」というときは、第五十・一条(u)に定義するサービスの提供をいう。
2 (a) この附属書の規定の適用上、
(i) 「金融サービス」とは、金融の性質を有する全てのサービスであって、締約国の金融サービス提供者が提供するものをいう。金融サービスは、全ての保険及び保険関連のサービス並びに全ての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）から成り、次の活動を含む。
保険及び保険関連のサービス
(A) 元受保険（共同して行う保険を含む。）
(1) 生命保険
(2) 生命保険以外の保険
(B) 再保険及び再再保険
(C) 保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）
(D) 保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）
銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）
(E) 公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ
(F) 全ての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）
(G) ファイナンス・リース
(H) 全ての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、チャージ・カード、デビット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）
(I) 保証
(J) 自らのため又は顧客のために行う次のものの取引（当該取引が取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行われるかを問わない。）
(1) 短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）
(2) 外国為替
(3) 派生商品（先物及びオプションを含む。）
(4) 為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。）
(5) 譲渡可能な有価証券
(6) その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）
(K) 全ての種類の有価証券の発行への参加（当該発行が公募で行われるか私募で行われるかを問わず、委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）
(L) 資金媒介業
(M) 資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、全ての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）
(N) 金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算のサービス
(O) その他の金融サービスを提供するサービス提供者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサービス
(P) (E)から(O)までに規定する全ての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにこれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）
(ii) 「金融サービス提供者」とは、金融サービスを提供することを希望し、又は提供している締約国の自然人又は法人をいう。ただし、「金融サービス提供者」には、公的機関を含まない。
(iii) 「公的機関」とは、次のものをいう。
(A) 締約国の政府、中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し、若しくは支配する機関であって、主として政府の機能の遂行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの（主として商業的な条件に基づき金融サービスの提供に従事する機関を除く。）
(B) 中央銀行又は金融当局が通常遂行する機能を遂行する私的機関。ただし、当該機能を遂行している場合に限る。
(iv) 「自主規制団体」とは、次のものをいう。
(A) 日本国については、金融サービス提供者に対して、委任された規制権限又は監督権限を行使する非政府機関（有価証券又は先物の取引所又は市場、清算機関その他の組織又は団体を含む。）